

高等教育コンソーシアムみえの入会、退会及び除名に関する規程

(趣旨)

第1条 「高等教育コンソーシアムみえ」規約第14条の規定に基づき、高等教育コンソーシアムみえ（以下「コンソーシアム」という。）の正会員、特別会員及び賛助会員の入会、退会及び除名等に関し必要な事項を定める。

(入会)

第2条 正会員、特別会員又は賛助会員になることを希望する機関、団体又は個人は、入会申込書をコンソーシアムの会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 総会において入会の可否を決定し、会長から通知するものとする。

(負担金及び会費)

第3条 正会員、特別会員又は賛助会員は、次に定める負担金又は会費をコンソーシアムに納入するものとする。

(1) 正会員の負担金は、総会の決議により定める。

(2) 特別会員の会費は、徴収しない。

(3) 賛助会員は、一口 10,000 円（会計年度単位）の会費を支払うものとする。

(4) 会計年度の途中で入会した賛助会員のその会計年度の会費は、総会の決議によってこれを減免することができる。

2 会費は、毎会計年度の4月末日までに納入しなければならない。ただし、会計年度の途中に入会した場合においては、入会決定通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(退会)

第4条 正会員、特別会員又は賛助会員が退会するときは、退会する日の3か月前までに退会届を会長に提出し、会長は、直近の総会で報告するものとする。

(除名)

第5条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) コンソーシアム規約その他規程に違反したとき。

(2) コンソーシアムの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

- 3 第1項により除名が決議されたときは、その会員が納入した会費はその理由を問わず、返還しないものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。